

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋一丁目18番17号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	日精株式会社ほか3社は、建築確認申請に要する確認申請図に基づく特定地下式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしており、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これにより、令和7年3月24日、日精株式会社は、当該工事において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として、公正取引委員会により公表された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川一丁目1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	住友重機械搬送システム株式会社ほか3社は、建築確認申請に要する確認申請図に基づく特定地下式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしており、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これにより、令和7年3月24日、住友重機械搬送システム株式会社は、当該工事において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として、公正取引委員会により公表された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
フジパスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬四丁目2番5号	R7.6.20 ～ R7.10.19 (4カ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	フジパスク株式会社ほか3社は、建築確認申請に要する確認申請図に基づく特定地下式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしており、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これにより、令和7年3月24日、フジパスク株式会社は、当該工事において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として、公正取引委員会により公表された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
IHI運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2カ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	IHI運搬機械株式会社ほか6社は、建築確認申請に要する確認申請図に基づく特定地下式PS設置工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしており、両工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これにより、令和7年3月24日、IHI運搬機械株式会社は、両工事において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として、公正取引委員会により公表された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

指名停止事業者一覧

【機密性2】

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	新明和工業株式会社ほか3社は、建築確認申請に要する確認申請図に基づく特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は供給予定者が定め、供給予定者以外の者は供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしており、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これにより、令和7年3月24日、新明和工業株式会社は、当該工事において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として、公正取引委員会により公表された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
関電ファシリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見一丁目3番7号	R7.7.4 ～ R7.10.3 (3ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	関電ファシリティーズ株式会社は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反し、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有しない者について、当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが、建設業法第28条第1項柱書に該当するとして、令和6年12月19日、建設業許可部局(大阪府)より指示処分を受けた。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
株式会社KANSOテクノス	9120001077653	大阪府大阪市中央区安土町一丁目3番5号	R7.7.4 ～ R7.9.3 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	株式会社KANSOテクノスは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

指名停止事業者一覧

【機密性2】

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社かんでんエンジニアリング	8120001062598	大阪府大阪市北区中之島六丁目2番27号	R7.7.4 ～ R7.9.3 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	株式会社かんでんエンジニアリングは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
パナソニック産機システムズ株式会社	8010501032913	東京都墨田区押上一丁目1番2号	R7.7.18 ～ R7.9.17 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号	R7.7.18 ～ R7.9.17 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	パナソニックマーケティングジャパン株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。 また、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町三丁目28番33号	R7.7.18 ～ R7.9.17 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	パナソニック環境エンジニアリング株式会社は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社東技コーポレーション	8120901033228	大阪市淀川区宮原一丁目19番23号 スタジオ新御堂813号	R7.7.25 ～ R7.12.24 (5カ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	株式会社東技コーポレーションは、令和7年4月1日付けで、建設業許可部局である大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項柱書及び第2号に基づく指示処分を受けた。 (1) 当該者は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。 (2) 当該者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社に雇用されて他の工事現場の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載した。 また同日、同大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。 (1) 当該者は、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を建築工事業の資格なく左官工事等の資格で専任の主任技術者として配置する(加えて同氏は他社の現場代理人となっている。)など適格な主任技術者を配置せず、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して(株)ケイテックに請け負わせた。 (2) 当該者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、(1)のとおり、(株)トーフ技研工業から請け負った本件工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して(株)ケイテックに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めるべきではないところ、「工事経歴書」に、当該工事を施工したとして当該工事の金額が建築一式工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市に提出し、大阪府がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社北陽	2120001167312	大阪市東淀川区菅原七丁目1番21号	R7.7.25 ～ R7.12.24 (5ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	株式会社北陽は、令和7年3月31日付けで建設業許可部局である大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項及び第4項の規定に基づく指示処分を受けた。 (1) 当該者は、大阪市発注の3件の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。 (2) 当該者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に本件工事のうち2件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべきところ、B氏と記載し、また、建設業法第22条第1項の規定に違反して、(株)ケイテックから請け負った当該工事を一括して(株)タケムラに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めるべきではないところ、当該工事を施工したとして当該工事の金額が鋼構造物工事の完成工事高に含まれると記載した。また同日、同大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。 (1) 当該者は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置する(加えて、他社の現場代理人でもあった)など適格な主任技術者を配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して(株)タケムラに請け負わせた。 (2) 当該者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社の工事の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載し、これにより得た経営事項審査結果を大阪市等に提出し、大阪市等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
株式会社グンエイ	8070001020842	群馬県太田市飯田町812	R7.8.8 ～ R7.11.7 (3ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社グンエイの専務取締役は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後同年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。